

浜 産 林 第 1 4 1 号
令 和 6 年 8 月 1 6 日

林地開発許可取得者及び許可申請予定者 様

浜松市長 中野 祐介
(公 印 省 略)

林地開発許可における搬出土の適正処理について（依頼）

令和3年7月3日の熱海市伊豆山の土砂災害を契機に、盛土や残土処理等に対する県民の関心が高まり、林地開発についても、事業者による適正な処理や、許可権者による確実な確認がより一層求められています。

そこで、「静岡県盛土等の規制に関する条例」の施行にあわせ、搬出土の適正処理に係る基準を明確化し取り扱うこととしました。

本件は令和6年10月1日以降の林地開発許可申請が対象ではありますが、許可済み（申請書受け付け済み）の林地開発許可申請についても、趣旨を御理解いただき、下記の通り報告をお願いします。

記

1 目的

「浜松市林地開発許可審査基準及び留意事項」第2章第2.2(2)の基準を明確化し、許可地から搬出される土砂の適正な処理の確認を確実に行う。

2 対象事業

土砂の搬出を行う事業。ただし、土石の採掘を目的とした林地開発許可で、土砂の販売に係る搬出を除く。

3 適正処理の報告

(1) 搬出計画

変更届により搬出土全量の搬出計画を御提出ください。

ただし、許可を受けた事業計画において、全量の搬出計画が記載されており、かつ変更がない場合を除きます。

時期・方法	報告内容	添付書類
林地開発許可(変更含む) 申請時に事業計画書へ記載 (任意様式)	・搬出時期(期間/日) ・搬出先 ・搬出先毎の搬出量	・搬出先位置図 ・運搬経路図 ・適法な搬出先であることが確認 できる書類(許可証の写し等)

- ・搬出先等が未定の場合は、搬出先が決まった時点で、搬出前に必ず変更届を提出してください。
- ・搬出計画に変更が生じた場合は、再度変更届を提出してください。
- ・搬出計画には、3(2)の搬出実績の報告を行う旨記載してください。

(2) 搬出実績

令和6年10月1日以降の搬出土について、次の通り御報告ください。

時期・方法	報告内容
年2回(9月末時点、3月末時点)、 任意様式により報告	・搬出時期(期間/日) ・搬出先 ・搬出先毎の搬出量

- ・森林法施行細則(平成12年3月31日規則第45号)第6条に基づく進ちょく状況報告と合わせ、9月末時点及び3月末時点の状況を翌月15日までに報告してください。ただし、事業が完了、又は中止や廃止をする場合にあっては、林地開発行為完了届等と合わせて報告してください。
- ・報告期間において搬出実績がない場合は、その旨御報告ください(任意様式。進捗状況報告の備考欄への記載でも可)。

4 追加確認

3による確認において疑義が生じた場合は、追加資料の提出を求め、さらに現地確認を行う場合があります。

担 当：浜松市産業部林業振興課
電話番号：053－457－2159